

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定をもとに施設医師による診察にて、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など適宜必要な治療を行っています。
尿路感染症	血液検査、尿検査をもとに施設医師による診察にて、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行っています。
带状疱疹	血液検査、施設医師による診察にて、抗ウイルス剤の点滴注射による治療を行っています。
蜂窩織炎	血液検査、施設医師の診察にて、抗生剤の内服、点滴注射など診察結果をもとに適宜必要な治療を行っています。

所定疾患施設療養費算定状況

令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
肺炎	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	治療日数	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	7
尿路感染症	人数	0	0	0	0	0	0	3	1	0	1	3	4	12
	治療日数	0	0	0	0	0	0	18	7	0	6	14	21	66
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	治療日数	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	7
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	5	11
慢性心不全 憎悪	人数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	治療日数	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4

[illegible]